

議案第78号

多可町立キャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について

多可町立キャンプ場条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

平成29年9月12日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町立キャンプ場条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

多可町立キャンプ場条例（平成18年多可町条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ^{おおひら}大平キャンプ場の項を削る。

別表第2大平キャンプ場の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

多可町立キャンプ場条例の新旧対照表

現 行				改 正					
別表第1 (第2条関係)				別表第1 (第2条関係)					
名称		位置		名称		位置			
(略)				(略)					
鳥羽キャンプ場		多可町加美区鳥羽743番地1		鳥羽キャンプ場		多可町加美区鳥羽743番地1			
大平キャンプ場		多可町加美区豊部1922番地11							
別表第2 (第7条、第13条関係)				別表第2 (第7条、第13条関係)					
区分		金額		区分		金額			
(略)				(略)					
鳥羽キャン プ場	宿泊をする場合		1人1泊につき	320円	鳥羽キャン プ場	宿泊をする場合		1人1泊につき	320円
	宿泊をしない場合		1人1日につき	210円		宿泊をしない場合		1人1日につき	210円
	ログハウスを 使用した場合	宿泊をする場合	1泊につき	4,320円		ログハウスを 使用した場合	宿泊をする場合	1泊につき	4,320円
		宿泊をしない場合	1日につき	2,160円			宿泊をしない場合	1日につき	2,160円
大平キャン プ場	宿泊をする場合		1人1泊につき	320円					
	宿泊をしない場合		1人1日につき	210円					
備考				備考					
1 ファイヤー場を使用した場合は、1回につき3,080円。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。				1 ファイヤー場を使用した場合は、1回につき3,080円。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。					
2 テントサイトを使用した場合は、1サイト1泊につき1,080円。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。				2 テントサイトを使用した場合は、1サイト1泊につき1,080円。ただし、牧野大池キャンプ場は、無料とする。					